

小児への新型コロナワクチン接種における慎重な対応を求める要望意見書

上記について、稚内市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年7月3日 提出

提出者

議員	千葉	一幸
	相内	玲子
	平尾	護

小児への新型コロナワクチン接種における慎重な対応を求める要望意見書

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に位置づけることとなり、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本とする対応に転換することになりました。

一方、厚生科学審議会の報告では、ワクチンの接種による副反応疑いの患者は増加しており、その因果関係を不明と判断する後遺症に国民が苦しんでいる現状が少なくありません。

現在、世界保健機関（WHO）は、健康な子どもや青年は必ずしも接種する必要はないと接種勧告を改定していますが、日本小児科学会では全ての小児に接種を推奨しています。

ワクチンの頻回接種による中長期的な安全性は未知であり、保護者が主体的に判断することができるよう、健康な小児への接種に関する十分な情報提供を行うべきです。

よって、国におかれましては、子どもの健康と生命を守るために、新型コロナワクチンの接種に関して下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 新型コロナワクチンの接種は、全ての小児に対し強制ではなく義務でもないこと。保護者が正しい情報を取得し個人の選択が尊重されるよう更なる周知を徹底すること。
2. 厚生労働省のホームページで公表されている副反応疑い事例について、様々な媒体から保護者が十分に理解できるようより周知に力を入れること。
3. 新型コロナワクチン接種後の遷延する症状に関する実態調査について、様々な媒体から保護者が十分に理解できるようより周知に力を入れること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月3日

稚内市議会